

# 「福島県省エネルギー住宅改修補助事業」に係るQ&A

福島県建築指導課  
改正 令和4年4月1日

## < 目次 >

1. 補助対象住宅に関する事	—————	2ページ
2. 補助対象工事に関する事	—————	4ページ
3. 補助金交付申請に関する事	—————	7ページ
4. 事業内容の変更に関する事	—————	10ページ
5. その他	—————	11ページ

※このQ&Aは必要に応じ、適時更新します。

## 1. 補助対象住宅関すること

**Q1-1 アパートやマンションは、対象となるか。**

A1-1 対象となりません。

**Q1-2 住宅兼用店舗（事務所）は、対象となるか。**

A1-2 住宅の用に供する部分の床面積が、建築物全体の延べ面積の2分の1以上の場合、住宅部分のみ対象となります。

**Q1-3 増築は対象となるか。**

A1-3 対象となりません。

**Q1-4 新築工事は、対象となるか。**

A1-4 対象となりません。

**Q1-5 鉄骨造の戸建住宅は、対象となるか。**

A1-5 対象となります。

**Q1-6 過去に断熱改修を行った箇所も対象となるか。**

A1-6 実施内容によって対象となる場合がありますので、窓口にご相談ください。なお、同様の補助事業を活用して改修を行っていた場合は対象となりません。

**Q1-7 親が子ども世帯に貸している住宅は、対象となるか。**

A1-7 貸借人（子ども世帯）が断熱改修を行う場合は、対象となります。

**Q1-8 本事業で断熱改修を実施後、申請者（所有者又は賃借人）以外の者が、その住宅を申請者から購入又は賃貸し、居住することは可能か。**

A1-8 補助金額の確定の通知日から起算して5年間は、譲渡、賃貸等を行うことができません。

**Q1-9 冷暖房設備の更新は対象となるか。**

A1-9 対象となりません。

Q1-10 二地域居住用の住宅（本拠でない住宅）の断熱改修は対象となるか。

A1-10 対象となりません。

Q1-11 長屋は対象となるか。

A1-11 対象となりません。

Q1-12 現行法令に適合しない住宅の断熱改修は、対象となるか。

A1-12 違反建築物とならない「既存不適格建築物」は補助の対象となります。

## 2. 補助対象工事に関すること

Q2-1 太陽光発電設備の設置は対象となるか。

A2-1 対象となりません。

Q2-2 断熱改修を伴わない屋根の葺替えは対象となるか。

A2-2 対象となりません。

Q2-3 既存住宅の一部解体工事は、対象となるか。

A2-3 断熱改修に係る解体であれば対象となります。

Q2-4 窓のみを断熱改修する場合、対象となるか。

A2-4 改修する部屋に外気に面した天井がない場合、又は既に天井が断熱されている場合は、窓のみの断熱改修も対象となります。

Q2-5 居間、台所及び食堂の改修方法が異なる場合は、対象となるか。

(例) 居間：内窓設置、壁改修  
台所：内窓設置、床改修  
食堂：窓交換、天井改修

A2-5 対象となります。

Q2-6 補助の対象となる断熱改修工事に合わせて、面積が小さい窓（縦 300 mmかつ横 200 mm以下）を改修した場合、当該工事費は対象となるか。

A2-6 対象となります。

Q2-7 「外気に面した部分」に該当する天井とはどのような箇所か。

A2-7 屋根直下の天井です。

Q2-8 二世帯住宅で居間が複数ある場合、上限額 120 万円の補助を受けるには全ての居間を改修する必要があるか。

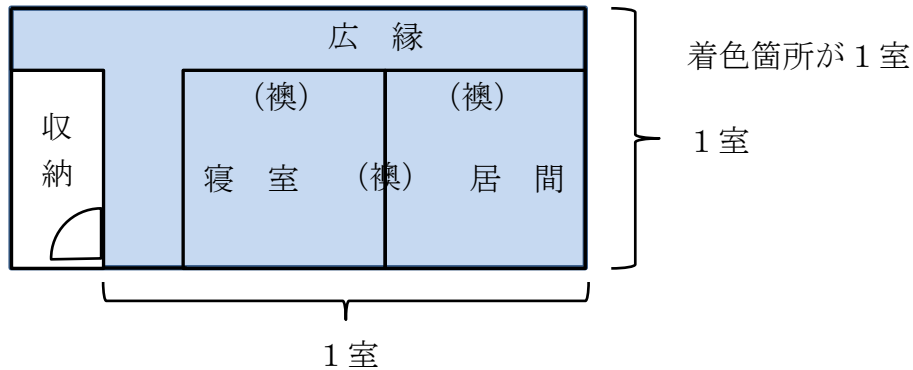
A2-8 必要です。

Q2-9 部屋が吹き抜けの場合、どこまでを 1 部屋と考えるか。

A2-9 吹き抜けのように空間が一体又は連続する場合は、その全ての部屋を 1 部屋とみなします。

**Q2-10 襖や障子で区切られている場合、どこまでを1部屋と考えるか。**

A2-10 襖や障子で連続する全ての部屋を1部屋とみなします。



なお、建具の幅が90 cm以下であれば、壁に対する建具の面積割合が小さいことから独立した1部屋とみなします。

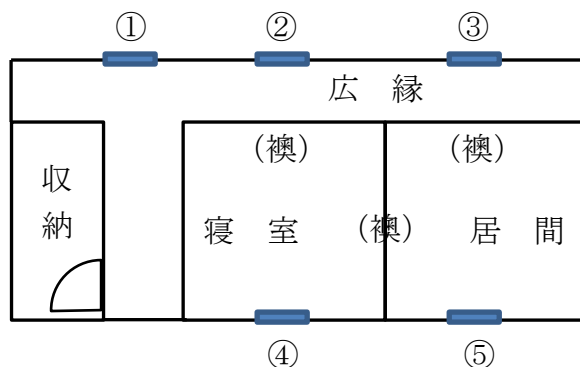
(例：片引戸(幅90 cm以下)の襖・障子戸で区切られた部屋。)

**Q2-11 建具について、幅以外の制約はあるか。**

A2-11 建具の開勝手(開き戸、引き戸)や形状・材質(フラッシュ戸、ガラス戸、襖・障子戸)は問いません。

**Q2-12 以下のような広縁に面している居間の窓はどこまで改修が必要か。**

A2-12 居間の窓及び広縁の建具、寝室の窓全てです。(窓①～⑤)



**Q2-13 収納部屋の床を改修するが、部屋に窓が無い場合、どこまで改修すれば対象となるか。**

A2-13 該当箇所に窓が無い場合は、床のみ改修してください。

**Q2-14 「その他、知事が特に必要と認める工事」とは何か。**

A2-14 断熱改修に必要な工事として個別に判断しますので、ご相談ください。

**Q2-15 対象経費 1/2 の補助で、居間、台所、食堂及び脱衣所とそれ以外の室（例えば寝室や子供部屋等（以下「上記以外の室」という。）」を断熱改修する場合、上記以外の室も対象経費に含めることは可能か。**

A2-15 要領第3条（1）③の「上記以外の室を改修する場合の要件」を満たせば、対象経費に含むことができます。

**Q2-16 足場の設置・撤去費用は対象経費に含まれるか。**

A2-16 補助対象工事に必要な足場であれば、対象となります。

### 3. 補助金交付申請に関すること

#### Q3-1 申請書等の提出先はどこか。

A3-1 一般財団法人ふくしま建築住宅センターの最寄りの受付窓口へ郵送又は持参してください。

事務所名	住所	連絡先
県北事務所	〒960-8061 福島市五月町4番25号 福島県建設センター1階	024-573-0121
県中事務所	〒963-8852 郡山市開成5丁目10-5	024-995-5022
いわき事務所	〒970-8026 いわき市平字童子町4-18 いわき建設会館3階	0246-35-1050
会津事務所	〒965-0830 会津若松市西年貢二丁目1番17号	0242-38-3611

#### Q3-2 補助金の交付申請は工事完了前に行うとあるが、何故か。

A3-2 断熱改修工事が完了した時点で本事業（補助）の目的が達成されるためです。

#### Q3-3 補助金の交付申請は工事完了前に行うとあるが、交付決定を受けるまでは完了してはならないのか。

A3-3 交付申請後であれば、完了しても構いません。なお、交付決定後は、速やかに完了実績報告を行ってください。

#### Q3-4 改修工事契約をまだ締結していないが、工着手は年度内を予定している場合、申請は可能か。

A3-4 可能です。

#### Q3-5 建築確認申請後でなければ、交付申請はできないか。

A3-5 建築確認申請前でも交付申請は可能です。

**Q3-6** 二世帯住宅で親世帯と子ども世帯が半々で住宅を所有する場合、申請はどちらがするのか。

A3-6 どちらでも構いません。ただし、申請者、所有名義人、契約者、債権者登録、口座名義人は同一としてください。

**Q3-7** 共有名義人となっている住宅は、申請書に名義人全員を記載するのか。

A3-7 1人で構いません。

**Q3-8** 住宅の築年数に制限はあるか。

A3-8 ありません。

**Q3-9** 要領第4条の「本事業と同様の補助金」とは具体的に何か。

A3-9 国や市町村が実施する断熱改修に対する補助金のことです。

**Q3-10** 納税証明書の添付は申請者の分のみでよいか。

A3-10 申請者のみで構いません。

**Q3-11** 納税証明書はどこで発行されたものを添付すれば良いか。

A3-11 お住まいの地域を所管する地方振興局県税部にて発行された「県税に未納（課税）がないこと」の証明書を添付してください。  
申請方法等の詳細は、福島県税務課 HP でご確認ください。  
（「納税証明書 福島県」等で検索）

**Q3-12** 補助金交付申請書第1-1号様式の7改修概要で、室名「玄関」の玄関ドアを交換する場合、施工箇所はどの欄に記入すれば良いか。

A3-12 「窓」の欄に記入してください。

**Q3-13** 補助金交付申請書第1号様式に記入する「延べ面積」は、断熱改修工事を行う室の面積か、または、住宅全体の面積か。

A3-13 住宅全体の延べ面積を記入してください。



#### 4. 事業内容の変更に関すること

**Q4-1 交付決定後、工事の遅延等により年度内に工事が完了しない場合は、補助を受けられなくなるのか。**

A4-1 変更申請により、処理できる場合がありますので、受付窓口を確認してください。

## 5. その他

**Q5-1 本事業以外の補助制度との併用について、具体的に教えてもらいたい。**

A5-1 併用については以下のとおりです。

- 1 併用可能な事業（各事業の採択要件を満たす必要があります。）
  - (1) 県事業
    - ① 木造住宅等耐震化支援事業
    - ② 福島県住宅用太陽光発電システム補助制度
    - ③ 福島県浄化槽整備事業
  - (2) 国事業
    - ① すまい給付金
  
- 2 併用できない事業
  - (1) 県事業
    - ① 来て ふくしま 住宅取得支援事業（市町村費のみの場合は併用可）
    - ② 「住んでふくしま」空き家対策総合支援事業
    - ③ 福島県多世代同居・近居推進事業
    - ④ ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業
  - (2) 国事業
    - ① 長期優良住宅化リフォーム推進事業

**Q5-2 断熱改修の施工上、留意する点はあるか。**

A5-2 施工の留意点については、「施工チェックリスト」を参照してください。  
なお、「施工チェックリスト」は完了実績報告時の提出書類となります。

**Q5-3 要領第3条（1）①イに、「天井、壁又は床のいずれか1つ以上を断熱改修すること」と要件にあるが、天井が既に断熱されており、壁及び床が無断熱の場合は、壁又は床を断熱改修する必要があるか。**

A5-3 天井、壁又は床のいずれかが別表1の基準を満たしている場合は、断熱改修する必要はありません。ただし、申請時に既存部材の仕様及び別表1の基準を満たしていることがわかる資料を添付してください。  
なお、天井、壁又は床が全て断熱されていても、別表1の基準を満たしていない場合には、別表1の仕様により必要な断熱改修を行ってください。

**Q5-4 自社保有の住宅を自社でリフォームして販売するが、補助対象となるか。**

A5-4 対象となりません。

**Q5-5 契約書には印紙が必要か。**

A5-5 印紙税法の規定に基づく印紙が必要です。注文書・請書の場合は、請書に印紙が必要です。なお、「印紙税申告納付につき税務署承認済」との記載がある場合は、印紙が不要です。

**Q5-6 「無断熱」とは何か。**

A5-6 断熱材が全くないことです。

**Q5-7 交付決定前に工事に着手することは可能か。**

A5-7 可能です。

**Q5-8 本事業の募集枠の確認は可能か。**

A5-8 一般財団法人ふくしま建築住宅センターのホームページで残りの募集枠を公表します。

**Q5-9 住宅の一部を断熱改修するが、同じ住宅の別の箇所についても補助を受けることは可能か。**

A5-9 可能です。ただし、1戸当たりの補助額には上限があります。なお、工事を追加する場合は、変更申請を行ってください。

**Q5-10 既存窓が断熱等性能等級4相当以上であることを証明するには、どうすれば良いか。**

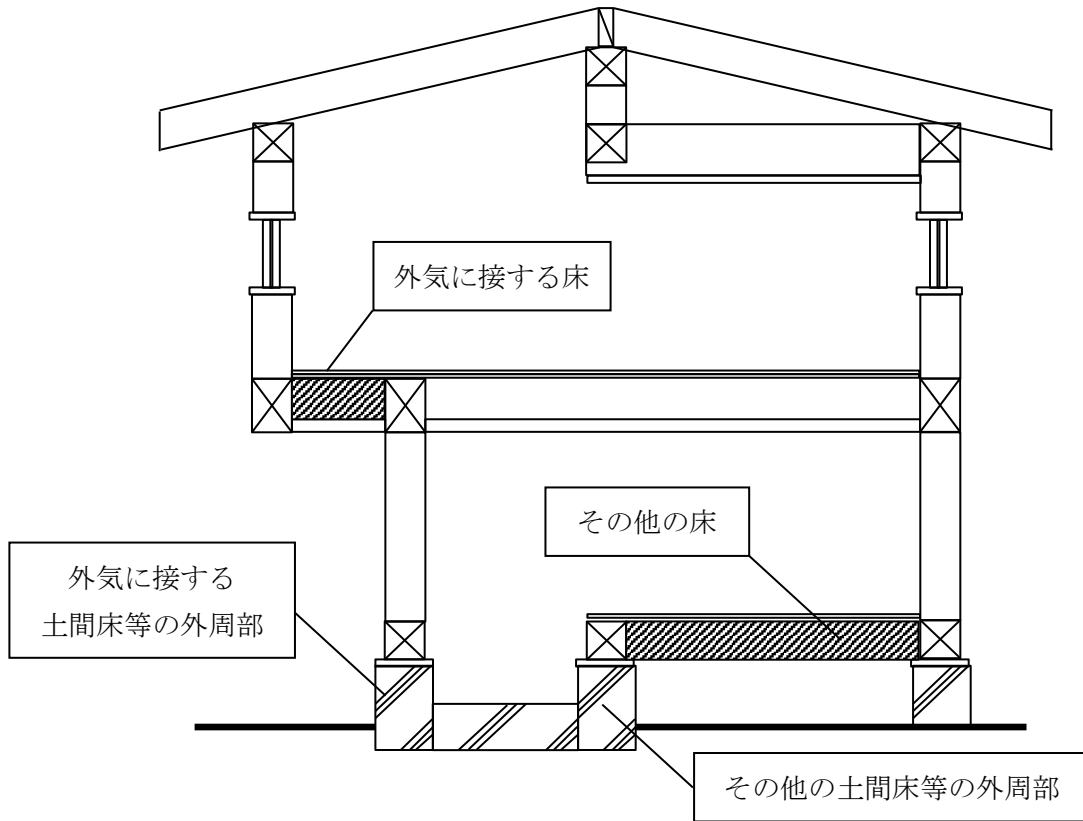
A5-10 既存窓の出荷証明書またはカタログの写しなど、基準を満たしていることが分かる仕様書を提出していただくか、窓枠に品番等記載されている箇所がありますので、その部分を写真に撮り、カタログ等と一緒に提出してください。

**Q5-11 断熱改修工事の一部分（例えば壁の断熱改修工事）が既に完了しており、工事中的写真がない場合は、どのように証明すれば良いか。**

A5-11 断熱資材の出荷証明書を添付してください。

Q5-12 別表 1 の部位「外気に接する部分」、「その他の部分」とは具体的にどの部位か。

A5-12 下図のとおりです。



Q5-13 断熱改修工事の開始予定が次年度の場合、応募できるか。

A5-13 応募できません。